



令和元年 10 月

一般社団法人 日本建設組合連合
会長 黒島 一生殿

経済産業省 中小企業庁
消費税転嫁対策室

消費税転嫁に関する周知ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、消費税率は令和元年(2019年)10月より10%へ引き上げられました。
一般社団法人日本建設組合連合の会員の皆様に於かれましては、消費税率10%へのスムーズな移行
がなされていることと存じます。

会員の皆様が、お取引に際して消費税転嫁対策特別措置法に抵触する行為を受けていないかを簡
単に確認できるチェックシートを作成いたしました。チェックシートでは7つの項目を設定し、その中に1つ
でも該当する項目があれば、買ったときや減額の被害に遭っている、あるいは懸念があることが予想さ
れます。

その場合には、速やかに中小企業庁 消費税転嫁対策室にご相談下さい。消費税転嫁対策室では、
会員の皆様が消費税を適正に転嫁して取引ができるように、ご相談に対応して参ります。

会員の皆様に周知ご協力いただきたくご案内申し上げます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

■ご相談窓口

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室 調査3班
TEL 03-3501-1502、1503
下田 眞平 shimoda-shinpei@meti.go.jp
那須 和博 nasu-kazuhiro@meti.go.jp

令和元年10月より消費税率は10%に

消費税を取引先（発注元）から きちんともらえていますか？

平成26年4月以降、下記に当てはまることが一つでもあったら
中小企業庁 消費税転嫁対策室へ連絡をください！

チェック

- 取引先（発注元）企業から、消費税分を支払ってもらえない。
- 支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。
- 消費税が5%→8%→10%と変わっても、受けとる報酬額は変わらなかった。
- 消費税は10%払ってくれたが、本体価格の値下げ要請をされた。
- 取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。
- 消費税率の引上げを理由に、先行して本体価格を引き下げられた。
- 「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。

御社名：

氏名：

TEL：

税込（内税）取引
の方、大丈夫ですか？



秘密は、絶対に守ります！

経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

所在地：東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1502,1503 FAX：03-3501-1505

担当者：調査3班 下田 (shimoda-shinpei@meti.go.jp)

調査3班 那須 (nasu-kazuhiro@meti.go.jp)

連絡先

電話・FAX・メールにて 中小企業庁 消費税転嫁対策室 下田、那須 宛て